

議案第 97 号

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成 8 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「北本市大字下石戸下 688 番地 1」を「北本市大字下石戸下 538 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

議案第97号参考資料

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、 <u>北本市大字下石戸下688番地1</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、 <u>北本市大字下石戸下538番地</u> に置く。